



## FTSE4Good 指数の選定基準

### サプライチェーンの労働基準

#### 1. はじめに

企業の社会的責任におけるグッドプラクティスでは、企業の社会、環境、倫理面における影響に対する直接的、間接的取り組みが一般に要求されます。複雑なサプライチェーンからなる業務を持つ企業にとって、重大な間接的影響となるのが、サプライヤーの労働者が経験する福利厚生と労働条件です。世界の投資家や他のステークホルダーからも同様に、サプライチェーンに絡む業務が企業にもたらす潜在的危険性について、ますます懸念を深めています。

FTSE4Good ポリシー委員会では、サプライチェーンの労働基準に対する懸念がますます増大していることを認識し、FTSE グループによる、この問題を網羅した一連の新たな FTSE4Good 選定基準の作成作業を監督しています。これらの選定基準には、企業、ファンド・マネジャー、非政府組織、個人投資家などを含む数多くのステークホルダーから幅広く集めた 18 ヶ月以上に及ぶ回答が織り込まれています。

#### 1.1 サプライチェーンマネジメントの原則と取り組み

労働者の権利は普遍的であるという全体的な合意がここにあります。国際労働機関(ILO)がまとめた『多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言』<sup>1</sup>により確立された中核的な労働者の権利が、国際的な合意を得ていることがそれを示しています。FTSE4Good 選定基準は、こうした ILO 基準を原点に定められています。

また、現在多数の団体が、サプライチェーンの労働基準に関する活動を行っています。次に上げるような各界関係者<sup>2</sup>が主導となって、こうした問題に取り組みかつ、ILO の基本的原則を明確に取り入れた企業らを支援しています。こうしたグループによるアプローチが、本ドキュメントで紹介されている基準をさらに発展させるために利用されています。

- The Ethical Trading Initiative (イギリス)
- The Fair Labour Association (アメリカ)
- Social Accountability International (アメリカ)

#### 1.2 サプライチェーンの定義

FTSE4Good 指数の選定基準で扱う「サプライチェーン」という言葉は、「原材料から流通・販売という、生産から最終需要（消費）にいたる商品供給の流れ」（バリューチェーンともいう）を意味しています。これには、作物の生産、原材料の調達、製品の製造、最終製品の小売業者への流通、最終消費者への販売も含まれます。サプライチェーンとは、通常、コンポーネントの供給や製品に対して何らかの手を加える（付加価値を与える）など、最終製品に貢献する一連の企業のつながりを指します。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> <http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm>、および、『ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-Up (労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ、1998 ILO)』(ISBN 92-2-110829-5)

<sup>2</sup> [www.ethicaltrade.org](http://www.ethicaltrade.org); [www.fairlabor.org](http://www.fairlabor.org); [www.cepaa.org](http://www.cepaa.org)

<sup>3</sup> サプライチェーン基準について行った市場調査による



## 2. 基準

あらゆる企業には、直接的営業関係を持つサプライヤー（「第1次サプライヤー」）の存在があり、その部分が一番大きな影響をはらんでいます。調査によれば、労働条件は、第1次サプライヤー以上に重要な関心事であるという結果が出ているものの、多くの企業にとって、第1次サプライヤーとのつながりは依然重要な課題であります。ゆえに、FTSE4Goodのサプライチェーンの労働基準による選定基準は、目下、第1次サプライヤー<sup>4</sup>のマネジメントのみに適用されています。

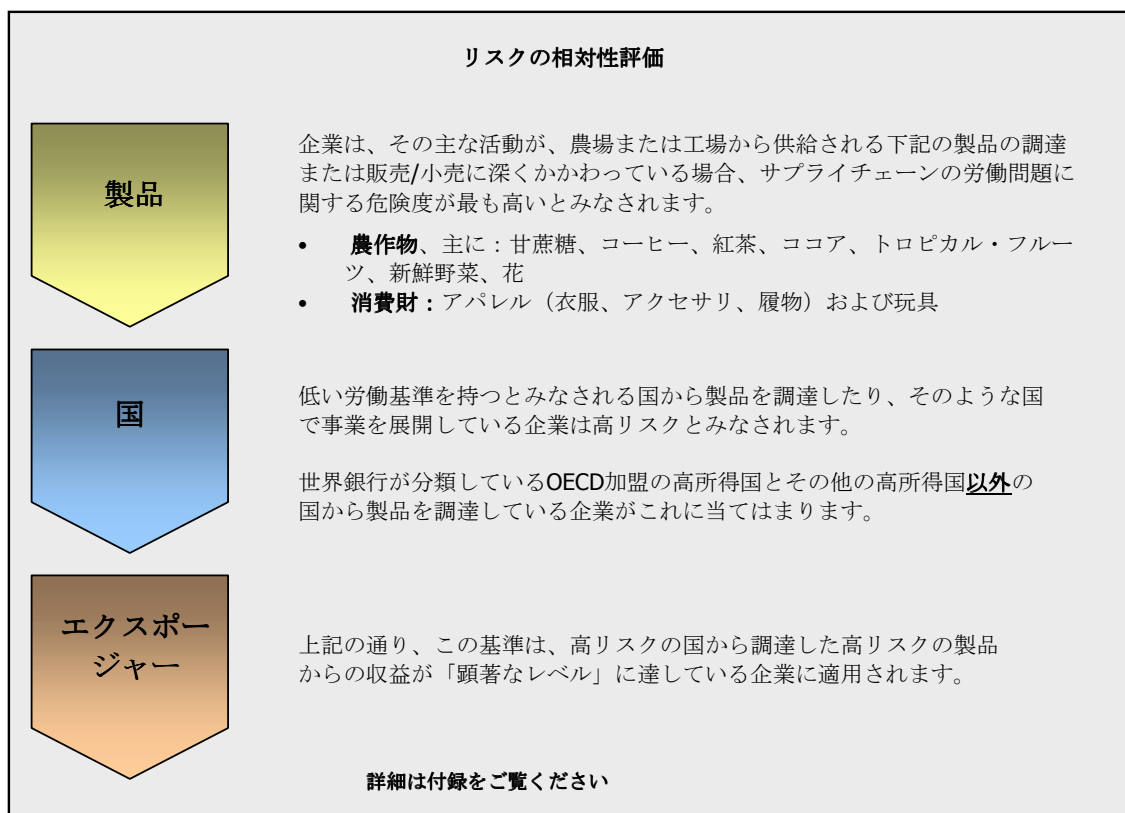
### 2.1 新しい基準の影響を受ける企業

業種によっては、その事業の性質によって、高いレベルのサプライチェーンリスクに遭遇しているセクターがあります。これを踏まえて、サプライチェーンの労働基準におけるFTSE4Goodの選定基準は、こうした高いリスクにさらされているとみなされる企業にのみ適用されます。

ハイリスクの企業を識別するために3段階の審査制度を設けています。そのプロセスは次の通りです。これらの審査は以下を評価の基準とした3つの領域にわたります。

- 企業が販売する製品
- 原産国
- 収益面でのこれらの市場におけるエクスポージャー

危険とみなされた企業が、指数シリーズに引き続き残るか、新たに組み入れられるためには、この基準を満たさなければなりません。



<sup>4</sup>FTSEは、業種の中には、一般に、輸入業者、代理店、卸業者といった第1次サプライヤーが、潜在的問題から根源で外れているケースもあることを認識しています。そのため、FTSEでは、企業に対し、第1次サプライヤーと協力しながら、サプライチェーンの後方に、必要事項の伝達や基準遵守の働きかけを行ってゆくことを義務付けるような基準を今後考えてゆく方針です（付録参照）。企業は、独自に開発したブランド製品を持つサプライヤーよりも、自社ブランドのサプライヤーに対する影響が強くなります。そのため、本基準は目下、自社ブランドのサプライヤーのみに適用されます。FTSEは、ベストプラクティスとは、独占ブランドに対してもサプライチェーンの労働基準を適用することであることを認めています。現時点でのFTSE4Good選定基準には、その範囲を自社ブランドに止めても、支障はないとしています。



### 3. 基準と実施に関するタイムテーブル

FTSE4Good 指数シリーズにすでに登録されている高リスクの企業（リスクの相対性評価の定義による）は、2005年7月1日付ポリシー及びシステムの最低基準を満たしている必要があります。これらの企業は、2006年7月1日までに、ポリシー及びシステムの最終基準を満たす必要があります。レポート基準は2007年1月1日に実施されます。

インデックスへの組み入れを希望するいずれの高リスク企業も、ポリシー、システム、レポートの基準のすべてを満たしていることが求められます。

	方針		システム	レポート
最低基準 2005年7月1日 (ポリシーまたはシステム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に挙げる ILO の 4 つの基本的原則へのコミットメントを謳った方針/規約（または関連文書）、または、同原則に明らかに基づいたもの（原則事項を記載）               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用及び職業における差別の排除</li> <li>- 強制労働の禁止</li> <li>- 児童労働の排除</li> <li>- 労働者の代表権*</li> </ul> </li> <li>方針/規約は求めに応じて開示しなければならない。</li> </ul> <p>注) <i>The Ethical Trading Initiative</i>, <i>The Fair Labour Association</i>, の会員企業、または、<i>Social Accountability International</i> による世界労働規格 SA8000 の認定を受けている企業は、ILO の 4 つの基本的原則にコミットしている模範的企業とみなされます。</p>	または	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーに対する関連方針/規約、立場、懸念の表明（最低いくつかの地域において）</li> <li>サプライチェーンに対する何らかのモニタリング（たとえば、サプライチェーンの識別、サプライヤー数、国または製品のいずれかが問題となっているかの評価）</li> </ul>	要求事項なし
最終基準 2006年7月1日 (ポリシーならびにシステム)	<p>最低基準を満たした上で、方針/規約（またはそれに関連する文書）の内容が次の点まで拡大されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康と安全</li> <li>次の領域の<u>ひとつ</u>に加え、サプライチェーンに応じて適切に ILO 条約に従うこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働時間</li> <li>- 賃金</li> <li>- 懲戒手順</li> </ul> </li> <li>方針/規約は公開情報として提供しなければならない。</li> </ul>	および	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーに対する何らかの訪問/監査（サプライヤー/製品/国の中で最も優先度の高いものを識別するためのリスク評価、実質的なサプライヤーの訪問または監査など）</li> <li>方針/規約は世界中のサプライヤーに通達すること（例：企業が直接の取引関係を持つ第1次サプライヤー）</li> <li>方針/規約の実施における戦略的責任は、一人または複数の取締役または上級管理者にある。</li> <li>関係のある従業員（コンプライアンス/監査チームまたはそれと同等のもの、購買チーム、マネージャー、サプライヤーの労働者など）を対象とした方針/規約に関する研修</li> <li>方針/規約は違反が生じた場合の改善措置のあり方を含む**</li> </ul>	要求事項なし
2007年1月1日 (レポート)	同上		同上	レポート（またはその他のコミュニケーション形態）は、公開情報としてポリシーならびにシステム両方を謳っていること

\* 労働者の代表権：企業は“最低基準”を満たすために、結社の自由 および/または団体交渉/代表権への取り組みを示さなければならない。企業は“最終基準”を満たすために、結社の自由および団体交渉/代表権を守らなければならない

\*\* サプライチェーンに属するある企業のサプライヤーが、ILO 条約の内容に対する違反の一因であるとされた場合、企業は、明白かつ実証可能な定量化できる対策または手段により、これらの疑惑解明に効果的に取り組んでいることを示さなければならない。



#### 4. 付録

##### リスクの相対性評価についての詳細

**製品** - 次のセクターに従事する企業は自動的に製品の審査に該当します：衣服・履物、レジャー用品、その他の繊維・レザー、食品加工、ディスカウント・スーパー・卸売店、小売業者（ハードライン）、小売業者（マルチデパート）、小売業（非耐久財）、小売業者（食品・薬品）

**国** - 世界銀行による世界の分類で定義されている高所得国とその他の高所得国 / 中所得国（2004年9月1日現在、<http://www.worldbank.org/data/countryclass/classgroups.htm>）下記のリストにある国はリスク国から除外されます。

**OECD加盟の高所得国**：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ

**その他の高所得国**：アンドラ、アルバ島、バハマ諸島、バーレーン、バルバドス、バミューダ島、ブルネイ、ケイマン諸島、チャネル諸島、キプロス、フェロー諸島、仏領ポリネシア、グリーンランド、グアム、香港、マン島、イスラエル、クウェート、リヒテンシュタイン、マカオ、マルタ、モナコ、蘭領アンティル諸島、ニューカレドニア、プエルトリコ、カタール、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、台湾、アラブ首長国連邦、バージン諸島

**著しいエクスポージャー**とは、企業の全収益の3分の1以上が高リスク国から調達した高リスク製品によるもの、または、高リスク国から調達した高リスク製品による収益が100百万ポンド以上

##### 今後採用され得る基準（FTSE4Good 委員会で決定）

FTSE4Good 委員会は、本基準の実施後、次に挙げる内容を導入する考えで基準の見直しを行う予定です。

- **監査** 2004年度の市場調査に続いて、監査に合せて以下のやり方で主要業績評価指標を用意することが予想されます（これらは、ベストプラクティスの推移に応じて変わることが考えられますが、企業に対する指針として織り込まれています）
  - すべてのサプライヤーに対するリスク評価
  - 最もリスクの高いものを最優先し、高リスクを最小として監査
  - 違反事項に対する取り組み状況の追跡調査
  - 監査の有効性を確保するための内部告発者の保護
- **購買アプローチへの織り込み**（目的、ターゲット、インセンティブ、ゴールなど）
- **ポリシーまたはシステム** サプライヤーがサプライチェーンの上流に向けて方針上の要求事項の伝達ならびに働きかけを行えるようなもの
- **パフォーマンスの情報開示**：違反、改善措置、手順、成果

他の製品セクターについては、本基準の進捗状況に応じて FTSE4Good 委員会が見直しを行います。ただし、次回、新たな基準の対象となる企業は、エレクトロニクス、電気通信、情報技術に関する製品の調達、販売/小売を行っている企業となることが予想されます。

これらの基準に関するさらに詳しい企業のガイドラインをご要望に応じて、FTSE グループより提供いたします。

FTSE グループや調査機関が利用している公式文書は英語版であり、これはオリジナルである英語版の文書を日本語に翻訳したものです。